

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和6年6月26日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300209号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400010号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における標準賞与額を17万8,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月
② 平成29年8月1日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿、請求期間②に係る賞与集計表、事業主の回答及び請求者から提出された預金通帳により、請求者は請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、請求者を含む4人の基本手当、実績手当、残業手当等の金額が記載された「冬決算賞与 H28年12月25日」を提出し、当該手当については、賞与ではなく、報奨金又は功労金として支払っており、厚生年金保険料を含む社会保険料は控除していない旨回答しているが、当該資料には、冬決算賞与と記載されている上、実績手当が算出されていることから、事業主が支払ったとする報奨金又は功労金は、厚生年金保険法第3条に規定する賞与（賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるもの）であると判断できる。

また、同僚から提出された「2016年冬決算賞与」によると、事業所名は確認できないが、上記「冬決算賞与 H28年12月25日」により確認できる当該同僚の賞与額と同額の賞与が当該同僚に支払われていることが確認できることから、請求者についても請求期間①において事業主から「冬決算賞与 H28年12月25日」により確認できる19万3,231円の賞与の支払を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、上記「冬決算賞与 H28年12月25日」によると、社会保険料等の控除に係る記載はないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社から提出された請求者に係る平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、賞与等の欄に請求期間①に係る賞与は記載されていないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、上記同僚から提出された「2016年冬決算賞与」によると、社会保険料等の控除に係る記載はないことから、当該同僚についても厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300210号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400011号

第1 結論

請求期間②について、請求者のA社における標準賞与額を17万4,000円に訂正することが必要である。

請求期間②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成28年12月
② 平成29年8月1日

私は、A社から請求期間①及び②において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①及び②の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、A社から提出された請求者に係る平成29年分給与所得に対する源泉徴収簿、請求期間②に係る賞与集計表、事業主の回答及びB銀行から提出された預金取引明細表(流動性)により、請求者は請求期間②において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②に係る標準賞与額については、上記賞与集計表により確認できる厚生年金保険料控除額から、17万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①について、A社は、請求者を含む4人の基本手当、実績手当、残業手当等の金額が記載された「冬決算賞与 H28年12月25日」を提出し、当該手当については、賞与ではなく、報奨金又は功労金として支払っており、厚生年金保険料を含む社会保険料は控除していない旨回答しているが、当該資料には、冬決算賞与と記載されている上、実績手当が算出されていることから、事業主が支払ったとする報奨金又は功労金は、厚生年金保険法第3条に規定する賞与（賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるもの）であると判断できる。

また、請求者から提出された「2016年冬決算賞与」によると、事業所名は確認できないが、当該「2016年冬決算賞与」により確認できる賞与額15万2,658円は、上記「冬決算賞与 H28年12月25日」により確認できる請求者の賞与額と一致することから、請求者は、請求期間①において事業主から15万2,658円の賞与の支払を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記「冬決算賞与 H28年12月25日」及び「2016年冬決算賞与」によると、いずれも社会保険料等の控除に係る記載はないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社から提出された請求者に係る平成28年分給与所得に対する源泉徴収簿によると、賞与等の欄に請求期間①に係る賞与は記載されていないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300211号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400012号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年7月17日、標準賞与額を35万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成24年12月13日、標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年7月16日、標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成25年12月9日、標準賞与額を36万円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年7月14日、標準賞与額を34万円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成26年12月11日、標準賞与額を33万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑦について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年7月10日、標準賞与額を37万7,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年7月
② 平成24年12月

- ③ 平成25年 7月
- ④ 平成25年12月
- ⑤ 平成26年 7月
- ⑥ 平成26年12月
- ⑦ 平成27年 7月

私は、A社から請求期間①から⑦までの各期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がないので、請求期間①から⑦までの各期間の賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の夏季賞与明細書、冬季賞与明細書及び賞与明細書（以下「賞与明細書」という。）のうち賞与の支払対象月が特定できない7枚の賞与明細書について、請求者から提出された平成24年、平成25年、平成26年及び平成27年の各月分の給与明細書、B市から提出された請求者に係る平成24年所得分、平成25年所得分、平成26年所得分及び平成27年所得分の回答書並びにC農業協同組合から提出された請求者の当座性取引履歴照合表（以下「当座性取引履歴照合表」という。）により、請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与明細書と判断できることから、請求者は、請求期間①から⑦までの各期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑦までの各期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から請求期間①は35万7,000円、請求期間②及び③は34万円、請求期間④は36万円、請求期間⑤は34万円、請求期間⑥は33万7,000円、請求期間⑦は37万7,000円とすることが妥当である。

また、請求期間①から⑦までの各期間に係る賞与支払年月日については、同僚照会に対する回答又は当座性取引履歴照合表の記載から、請求期間①は平成24年7月17日、請求期間②は同年12月13日、請求期間③は平成25年7月16日、請求期間④は同年12月9日、請求期間⑤は平成26年7月14日、請求期間⑥は同年12月11日、請求期間⑦は平成27年7月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑦までの各期間について、請求者の船員保険

厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2400002号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2400013号

第1 結論

請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日について、平成27年12月31日を平成28年1月1日に訂正し、平成27年12月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成27年12月31日から平成28年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る平成27年12月31日から平成28年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月31日から平成28年1月1日まで

私は、平成26年4月から平成27年12月31日までA事業所にB職として継続して勤務していたが、同事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成27年12月31日となっている。平成27年12月分の厚生年金保険料が給与から控除されていたので、平成28年1月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA事業所の給与支給明細書、雇用保険被保険者離職票-1資格喪失確認通知書(被保険者通知用)及び雇用保険被保険者離職票-2、事業主から提出された請求者に係る平成27年度及び平成28年度賃金台帳並びに事業主の回答、雇用保険被保険者の記録により、請求者は、請求期間において同事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書及び賃金台帳により確認できる請求者の報酬月額から 20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 12 月について、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届（以下「資格喪失届」という。）を年金事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、平成 27 年 12 月について、年金事務所が保管している請求者に係る資格喪失届における資格喪失年月日が平成 27 年 12 月 31 日となっていることから、事業主から同日を資格喪失年月日として資格喪失届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 12 月 31 日から平成 28 年 1 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2300192号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2400002号

第1 結論

請求期間①から⑭までの各期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和55年4月から昭和58年3月まで
② 昭和60年3月から昭和61年3月まで
③ 平成元年4月から同年7月まで
④ 平成2年10月
⑤ 平成2年12月
⑥ 平成4年2月から同年4月まで
⑦ 平成4年6月
⑧ 平成4年8月
⑨ 平成4年11月及び同年12月
⑩ 平成5年2月から同年4月まで
⑪ 平成5年10月
⑫ 平成6年4月から同年6月まで
⑬ 平成6年12月
⑭ 平成7年4月から平成8年1月まで

私は、請求期間①は大学生であり、国の記録では、請求期間①は国民年金の未加入期間となっているが、父親が請求期間①の国民年金保険料を納付していたはずだと兄から聞いたので、記録を訂正してほしい。

また、国の記録では、請求期間②から⑩までの各期間並びに請求期間⑫及び⑭の国民年金保険料は未納となっており、請求期間⑪及び⑬は国民年金の未加入期間となっているが、退職後は国民年金への切替手続をA市役所で行い、郵送されてきた納付書を使用して、私、父親、兄又は兄の配偶者(以下「義姉」という。)

がB信用金庫（現在は、C信用金庫）D支店、E銀行F支店、G銀行H支店、I郵便局及び同市役所で請求期間②から⑭までの各期間に係る国民年金保険料を納付していた。約半年分の国民年金保険料を一括納付しており、とびとびに未納期間があるのは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者は大学生であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金任意加入被保険者資格の取得年月日となることから、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 3 月 29 日にJ県A市に対して払い出されていることが確認でき、改製原戸籍の附票によると、請求者は、同年5月10日にK県L市からA市に住所を定めていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は、同日以降に同市において行われたと推認できる。また、請求者から提出された年金手帳によると、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 60 年 3 月 21 日」の記載が確認できることから、請求期間①は国民年金の未加入期間となり、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間①の国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者及び請求者の兄は、請求者の父親が請求期間①の国民年金保険料を納付していた旨陳述しており、請求者及び兄は請求期間①に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、具体的な納付状況が不明である上、請求期間①に係る国民年金保険料の納付を行ったとする父親は既に死亡していることから、請求期間①に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

- 2 請求期間②から⑭までの各期間について、請求者は、C信用金庫D支店、E銀行F支店、G銀行H支店及びI郵便局の窓口で国民年金保険料を納付する際は、記録を残すために現金を預貯金口座に入金してから出金して支払っていたこともあったとしているが、当該預貯金口座の通帳は保管しておらず、預貯金口座の名義人及び番号については分からない旨陳述している上、上記金融機関又は担当者は、請求期間②から⑭までの各期間に係る口座取引記録については回答することができない旨回答又は陳述している。また、C信用金庫D支店及びG銀行H支店の担当者並びにE銀行F支店は、請求期間②から⑭までの各期間に係る国民年金保険料の金融機関控は保管していない旨陳述又は回答している上、M銀行における国民年金保険料の領収済通知書の保管は5年とされていることから、請求期間②から⑭までの各期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、請求期間②から⑭までの各期間に係る国民年金保険料について、請求者は、自分、請求者の父親、請求者の兄及び請求者の義姉の誰かが納付していた旨陳述しているところ、前述のとおり、父親は既に死亡していることから、国民年金保険料

の納付状況を確認することができず、義姉は、請求者の国民年金保険料を納付したことはない旨陳述している。

さらに、請求者の兄は、請求者の父親及び自分が納付していたとしており、作成税理士欄に氏名及び押印が確認できる父親の昭和 60 年分、昭和 63 年分、平成 4 年分及び平成 7 年分の所得税の確定申告書（控）（以下「確定申告書」という。）並びに平成 4 年分及び平成 7 年分の控除明細を提出している。しかしながら、i) 昭和 60 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には「国民年金 74,640 円」と記載されていることが確認できるが、誰のいつの分の国民年金保険料かは確認できない。また、国民年金保険料額 7 万 4,640 円は、昭和 59 年度（昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 3 月まで）の月額保険料 6,220 円の 12 か月分に相当する国民年金保険料であるところ、請求者は、昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 2 月までの期間は厚生年金保険被保険者である上、前述のとおり、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 60 年 5 月以降に行われたと推認できることから、請求者に対して昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 2 月までの期間の国民年金保険料の納付書が発行されることは考え難い。さらに、オンライン記録によると、請求者の義姉に係る昭和 59 年 4 月から昭和 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料は納付されていることが確認できることから、社会保険料控除欄の「国民年金 74,640 円」は、義姉に係る当該期間の国民年金保険料であると推認できる。ii) 昭和 63 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には「国民年金 138,600 円」と記載されていることが確認できるが、誰のいつの分の国民年金保険料かは確認できない。iii) 平成 4 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には「国民年金 216,000 円」、平成 4 年分の控除明細には「国民年金 N（請求者の名前）9,000 × 12 = 108,000」と記載されていることが確認できる。国民年金の月額保険料が 9,000 円であったのは、平成 3 年度（平成 3 年 4 月から平成 4 年 3 月まで）であるが、オンライン記録によると、請求者に係る平成 3 年 6 月 21 日の国民年金被保険者資格の取得、同年 7 月 1 日の喪失及び同年 12 月 26 日の取得の処理年月日は、平成 5 年 4 月 22 日であることが確認できることから、同日より前は、平成 3 年度は国民年金の未加入期間であったと考えられる上、請求者の平成 3 年 6 月の国民年金保険料は平成 5 年 7 月、平成 3 年 12 月の国民年金保険料は平成 6 年 1 月、平成 4 年 1 月の国民年金保険料は平成 6 年 3 月に納付されていることが確認できることから、請求者に係る平成 3 年度の国民年金保険料を平成 4 年分の確定申告に含めることはできないものと考えられる。また、請求者は、平成 3 年 4 月及び同年 5 月並びに同年 7 月から同年 11 月までの期間は厚生年金保険被保険者である上、当該期間の国民年金保険料が納付された場合には、国民年金保険料が還付されることになるが、当該期間の国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。iv) 平成 7 年分の確定申告書の社会保険料控除欄には「国民年金 266,400 円」、平成 7 年分の控除明細には「国民年金 N（請求者の名前）133,200」と記載されていることが確

認できるが、いつの分の国民年金保険料かは確認できない。また、国民年金保険料額 13 万 3,200 円は、平成 6 年度（平成 6 年 4 月から平成 7 年 3 月まで）の月額保険料 1 万 1,100 円の 12 か月分に相当する国民年金保険料であるところ、請求者は、平成 6 年 7 月から同年 11 月までの期間及び平成 7 年 1 月から同年 3 月までの期間は厚生年金保険被保険者である上、当該期間の国民年金保険料が納付された場合には、国民年金保険料が還付されることになるが、国民年金保険料が還付された記録は見当たらない。v) 前述の作成税理士は、請求期間②から⑭までの各期間に係る確定申告の資料は保管していない旨陳述している。これらのことから、上記確定申告書及び控除明細に記載された内容をもって、請求期間②から⑭までの各期間に係る国民年金保険料が納付されていたと認めることはできない。

加えて、オンライン記録によると、請求期間⑪及び⑬は、国民年金の未加入期間となっており、未加入期間は国民年金保険料の納付書は発行されないため、請求期間⑪及び⑬の国民年金保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によると、請求期間⑥から⑨までの各期間の前後は、国民年金保険料の納付済期間となっており、請求者は、約半年分の国民年金保険料を一括納付していたので、納付済期間と納付済期間の間に未納期間があるのは考えられない旨陳述している。しかしながら、オンライン記録によると、請求期間⑥から⑨までの各期間の前後の平成 3 年 12 月及び平成 4 年 1 月、同年 5 月、同年 7 月、同年 9 月及び同年 10 月、平成 5 年 1 月の国民年金保険料の納付年月日は、それぞれ異なっていることが確認でき、約半年分の国民年金保険料が一括納付されていた形跡は見当たらない。また、請求者の兄は、古い期間の国民年金保険料から納付しており、国民年金保険料を納付する際に納付月の前月の国民年金保険料が未納であれば一緒に納付していたので、納付済期間と納付済期間の間に未納期間があるのは考えられない旨陳述しているところ、前述の納付年月日が確認できる各期間の国民年金保険料は、いずれも国民年金保険料の徴収権が時効により消滅する直前に納付されていることが確認でき、請求期間⑥、⑦及び⑨の直後の期間の国民年金保険料が納付された時点においては、その直前の請求期間⑥、⑦及び⑨に係る国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、オンライン記録によると、請求期間②から⑭までの各期間を含む請求者の昭和 60 年から平成 8 年までの期間（厚生年金保険被保険者期間及び国民年金第 3 号被保険者期間を除く。）に係る国民年金保険料の納付状況は、請求者の義姉の当該期間の納付状況とおおむね一致している上、前述の請求者の国民年金保険料の納付年月日は、義姉の同期間における納付年月日と同日であることから、請求者と義姉の国民年金保険料は一緒に納付していたことがうかがえるところ、請求期間②の一部、請求期間③の一部及び請求期間④から⑭までの各期間については、義姉の国民年金保険料も未納であることが確認できる。

3 請求期間①から⑭までの各期間について、A市は、請求期間①から⑭までの各期間に係る国民年金の被保険者記録及び国民年金保険料納付記録が確認できる資料は保存年限経過のため保管していない旨回答しており、請求期間①から⑭までの各期間に係る国民年金保険料の納付について確認することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、戸籍の附票によると、請求者は、請求期間①から⑭までの各期間において、A市に住居登録していたことが確認できるところ、請求期間は14期間、80か月におよび、同一の市町村が特定の被保険者の国民年金保険料の徴収について、これだけの期間にわたり、事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

このほか、請求者、請求者の父親、請求者の兄及び請求者の義姉が請求期間①から⑭までの各期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①から⑭までの各期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から⑭までの各期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。